

野母崎文化センター 使用料の減免について

(ア) 方針に基づく共通減免適用分

項目	減免率
本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	減免率100%
本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体はその目的達成のために施設を利用するとき	減免率100%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が、公益性が認められる社会福祉事業で施設を利用するとき	減免率100%
本市に所在する社会教育関係団体が、施設の設置目的に沿った公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	減免率100%
本市に所在する次の施設が、その目的達成のために施設を利用するとき (a) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (b) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業及び同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 (c) 児童福祉法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設 (d) 学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等 専門学校を除く。）	減免率100%
本市に所在する自治会やまちづくり協議会、消防団などが、施設の設置目的に沿って利用する場合かつ公益性が認められる活動で利用するとき	減免率100%

(イ) 方針に基づく施策推進適用分

項 目	減免率
施設に登録する自主学習グループがその目的達成のための行事に利用するとき	減免率50%
本市に登録する市民文化団体が興行を目的としない催し物に利用するとき	減免率50%
本市及び本市の機関が自ら使用するとき並びに本市及び本市の機関が主催又は共催する事業で施設を利用するときの附属設備使用料	減免率100%

(ウ) その他市長が特に必要と認める分

項 目	減免率
その他市長が特に必要と認めるとき	-